

令和3年3月11日
指 導 室

江東区立学校における不登校児童・生徒の出席の取扱いに 関するガイドラインについて

1 目的

不登校児童・生徒の中には、ブリッジスクールではなく、フリースクール等の民間施設や自宅でICT等を活用した学習活動を行っている者がいることから、指導要録上の出席扱いとする要件を整理するとともに、ガイドラインを定め、校長が総合的に判断をするための目安とする。

2 対象

- (1) ブリッジスクールへの通室が困難な状況にあり、フリースクール等への通所及び入所について、希望がある児童・生徒
- (2) 学校外の施設において相談・指導を受けることが困難な状況にある児童・生徒

3 指導要録上の出席扱いとする要件

(1) フリースクール等の民間施設で相談・指導を受けている場合

- ① 相談・指導が、こどもの社会的な自立を目指すものであること
- ② こどもが自ら登校を希望した際、学校復帰が可能となるよう個別指導等の適切な支援を実施していること
- ③ 保護者と学校、当該施設との間に十分な連携・協力関係が保たれていること
- ④ ブリッジスクールでの指導が難しい場合であること
- ⑤ 校長が当該施設での活動を十分に把握していること

(2) 自宅でICT等を活用した学習活動を行った場合

- ① 保護者と学校との間に十分な連携・協力関係が保たれていること
- ② 対面指導が、定期的かつ継続的に行われていること
- ③ 計画的な学習プログラムであること
- ④ 学校外の施設において相談・指導が受けられない場合であること
- ⑤ 校長が学習状況等を十分に把握していること